

# 第3期 和光市障害福祉計画

(案)



平成24年3月  
和光市

**ご意見をお寄せください。**

第3期和光市障害福祉計画（案）に対するご意見を募集します。  
任意の様式に住所、氏名（法人・団体名）ご意見を記入し、  
下記までお寄せください。

- 1 募集期間 平成24年1月25日（水）～2月14日（火）消印有効
- 2 意見の提出 持参、郵送、FAXまたはEメール

〒351-0192 和光市広沢1-5

和光市役所保健福祉部社会福祉課 障害給付担当あて

TEL：048-464-1111

FAX：048-466-1473

Eメール：[d0100@city.wako.lg.jp](mailto:d0100@city.wako.lg.jp)

結果公表は、2月下旬を予定しています。  
（意見に対して個別の回答は行いません。）

はじめに

# 目 次

<b>第 1 章 障害福祉計画の策定に当たって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 基本的理念 .....	2
3 第 2 期計画からの変更点 .....	3
4 計画の期間 .....	4
<b>第 2 章 平成 26 年度の数値目標</b> .....	<b>5</b>
1 施設入所者の地域生活への移行 .....	5
2 退院可能な精神障害者の地域生活への移行 .....	6
3 福祉施設から一般就労への移行 .....	7
4 就労移行支援事業の利用者数 .....	8
5 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合 .....	9
<b>第 3 章 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策</b> .....	<b>10</b>
1 訪問系サービス .....	10
2 日中活動系サービス .....	12
3 居住系サービス .....	18
4 相談支援 .....	20
5 サービス見込量算出結果のまとめ .....	22
<b>第 4 章 地域生活支援事業</b> .....	<b>23</b>
1 相談支援事業 .....	23
2 成年後見制度利用支援事業 .....	25
3 コミュニケーション支援事業 .....	25
4 日常生活用具給付等事業 .....	26
5 移動支援事業 .....	27
6 地域活動支援センター機能強化事業 .....	27
7 その他事業 .....	28

<b>第5章 推進体制</b> .....	<b>30</b>
1 自立支援協議会を中心とした連携体制 .....	30
2 自立支援協議会を中心とした推進体制 .....	31
3 計画の達成状況の点検と評価 .....	31
<b>参考資料</b> .....	<b>32</b>
1 和光市地域自立支援協議会運営要綱 .....	32
2 和光市地域自立支援協議会計画策定部会委員名簿 .....	34
3 計画策定経過 .....	35



## 第1章 障害福祉計画の策定に当たって

### 1 計画策定の趣旨

障害者自立支援法では、都道府県及び市町村において、障害福祉サービスに関する計画（障害福祉計画）を策定することとされています。障害福祉計画は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画で、障害福祉サービス等の提供を推進するために策定します。提供体制の確保に当たっては、国の基本指針に基づき数値目標を設定するとともに、そのために必要となる障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

本市では、平成19年3月に「第1期和光市障害福祉計画（平成18年度～平成20年度）」を、平成21年3月に第三次和光市障害者計画と一体的に「第2期和光市障害福祉計画（平成21年度～平成23年度）」を策定し、障害福祉サービス等の提供体制を整えてまいりました。第1期計画から第2期計画を通じて、多くのサービスについては、提供体制の確保が整備されたところです。

しかしながら、市内に居住系サービスを提供する事業所が少ないなどいくつかの課題も残っています。これらの課題に取組み、更なるサービス提供体制の確保を整備するために、第3期計画を策定するものです。

#### 参考

##### 【障害者自立支援法 第八十八条（市町村障害福祉計画）】

- 第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものとする。
- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
    - 二 前号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
    - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
    - 四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項
  - 3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
  - 4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第九条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第七十七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
  - 5 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
  - 6 市町村は、第八十九条の二第一項に規定する自立支援協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- （以下省略）

## 2 基本的理念

国が示す基本指針では、障害福祉計画の基本的理念として、「障害者等の自己決定と自己選択の尊重」、「実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化等」、「地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」の3つが掲げられています。

本市においては、第三次和光市障害者計画において「ノーマライゼーション」、「インクルージョン」、「共生」の3つを基本理念として掲げています。

本計画では、本市の3つの基本理念を踏まえ、国が示す基本的理念の下、障害福祉サービス等の一層の充実を図っていきます。

### 1 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

### 2 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化等

障害福祉サービスに関し、実施主体を市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、身体障害、知的障害、精神障害と障害の種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、サービスの充実を図ります。また、発達障害者・高次脳機能障害者についても、サービスの対象となっていることを周知していきます。

### 3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

#### 障害者計画の3つの基本理念

#### ノーマライゼーション

すべての支援を必要とする方たちが、差別されることなく、他の市民と対等・平等に存在する社会をめざし、そのような社会に変革していくことを目標とするものであること。

#### インクルージョン

地域の学校で学び、地域で働く場を確保し、必要ときに必要な援助や支援を受けて生活すること。その実現のために社会資源を充実させ、市民のネットワークでチャレンジを地域の中に包み込んで共に支えていくこと。

#### 共生

いかなる少数派も尊重し、多様性を認め合いつつ共生しうる社会、他と異なる独自の価値観や生活様式をもつ少数派であることに互いに誇りをもって生きることのできる社会をめざすこと。また、共生社会を創るために相互理解を深め、実践を通して具体化が図れるようになること。



### 3 第2期計画からの変更点

平成22年12月に成立した「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（整備法）による障害者自立支援法の改正等、及び「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（国の基本指針）の一部改正により、以下の点が変更となりました。

- ・ **同行援護・地域相談支援の創設**

障害者自立支援法の改正に伴い、新たに同行援護・地域相談支援が創設されたので、障害福祉サービスの項目に追加しています。

- ・ **相談支援体制の充実・強化**

サービス等利用計画作成の対象者が大幅に拡大されたことや地域相談支援が創設されたことを踏まえ、相談支援体制の充実・強化を図ります。相談支援の担い手を確保するよう努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を検討します。

- ・ **成年後見制度利用支援事業の位置付けの変更**

地域生活支援事業の相談支援事業のうちの1事業であった成年後見制度利用支援事業が、必須事業に格上げになりました。第2期計画でも事業としては実施していましたが、第3期計画では位置付けが変わりますので、さらなる充実を図っていきます。

- ・ **児童デイサービスが障害福祉計画の対象外**

障害児を対象とした施設・事業は、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法に基づき実施されていましたが、法改正により児童福祉法に根拠規定が一本化されました。そのため、障害福祉サービスの日中活動系サービスであった児童デイサービスが障害者自立支援法の対象ではなくなり、障害福祉計画の対象からも外れました。

- ・ **自立支援協議会の法定化**

障害者自立支援法の改正により、自立支援協議会の役割がより明確となり、障害福祉計画を作成または変更する場合は、自立支援協議会の意見を聴くように努めることとなりました。第3期計画の推進に当たっては、自立支援協議会を中心とし、専門部会を活用しながら取り組んでいきます。

## 4 計画の期間

第3期和光市障害福祉計画の期間は、平成24年度から平成26年度の3ヵ年とします。ただし、国では平成25年8月までに「障害者総合福祉法（仮称）」の実施を目指しており、本計画期間中に新法を反映した見直しの可能性があります。

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
第2期障害福祉計画			第3期障害福祉計画			次期計画
障害者総合福祉法による見直しの可能性						
第三次障害者計画					次期計画（5ヵ年）	



## 第2章 平成26年度の数値目標

### 1 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、入所施設に入所しているチャレンジドのうち、自立訓練等を利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅等への移行数を見込み、数値目標を設定します。

第2期計画では、平成23年度までに地域移行する人数を5人と目標設定しましたが、計画期間中に地域移行した人数は1人でした。

国・県の考え方では、施設入所者数の3割以上を地域生活に移行させることとしています。しかし、第2期計画の実績が1人であることを考えると、3割以上(12人以上)の地域生活への移行は実情に合いません。本市においては、第2期計画の数値目標と同様の5人を数値目標とします。

また、施設入所者数の削減目標については、県の考え方では設定しないこととなっているため、数値目標は設定しません。

#### 【国の基本指針】

- ・ 平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活への移行を目指す。
- ・ 平成26年度末時点の施設入所者数を10%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する。

#### 【埼玉県の考え方】

- ・ 平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活への移行を目指す。
- ・ 平成26年度末時点の施設入所者数(定員)の削減目標は設定しない。

#### 【数値目標の設定】

項目	数値	考え方
平成17年10月1日時点の入所者数(A)	42人	平成17年10月1日時点の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	-人	平成26年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込(A - B)	-人 -%	差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	5人	施設入所からGH・CH等へ移行した者の数

## 2 退院可能な精神障害者の地域生活への移行

「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」の地域への移行を目指し、そのために必要な地域相談支援等の必要量を見込み、平成26年度末までの退院可能精神障害者数の目標値を設定します。

第2期計画では、数値目標9人に対し、精神科病院から退院し地域生活に移行した人数は16人でした。

第3期計画の国の基本指針においては、「1年未満入院者の平均退院率」、「5年以上かつ65歳以上の退院者数」という指標を踏まえて、都道府県が適切な目標値を定めることとしています。

埼玉県では、第3期障害福祉計画においても、現行の「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の退院数」を引続き目標に掲げることとしており、本計画でも第2期計画同様の数値目標を設定します。県の計画では、平成26年度までに地域移行する退院可能精神障害者を660人と目標設定しています。

本市では、県の目標値660人を人口割りした7人を、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の数と設定し、平成26年度末までに同人数が地域生活に移行することを目標とします。

### 【国の基本指針】

- ・ 都道府県は、着眼点 「1年未満入院者の平均退院率」、着眼点 「5年以上かつ65歳以上の退院者数」という指標を踏まえ、それぞれの実情に応じて、適切な目標値を定める。

### 【埼玉県の考え方】

- ・ 現行の「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の退院数」を引続き目標に掲げる。

### 【数値目標の設定】

項目	数値	考え方
埼玉県の退院可能精神障害者数	660人	
本市の退院可能精神障害者数（県の人数を人口割）	7人	
【目標値】 移行者数	7人	平成26年度末までの移行者数

### 3 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度までに一般就労に移行するチャレンジドの数値目標を設定します。

第2期計画では、平成23年度において福祉施設から一般就労へ移行する人数を4人と目標設定しました。平成23年度における一般就労移行者数は0人ですが、第2期計画(平成21年4月から平成24年3月まで)に知的障害者授産施設及びさつき苑から一般就労に移行した人数は7人となっております。

第3期計画については、県の考え方にに基づき、平成17年度実績(1人)の5倍である5人を数値目標とします。

～福祉施設とは～

生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)の施設を指します。

また、平成17年度時点の旧体系の福祉施設としては、次の施設を指します。

(身体障害者施設)更生施設、療護施設、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設  
 (知的障害者施設)更生施設、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設  
 (精神障害者施設)生活訓練施設、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設

#### 【国の基本指針】

- 福祉施設を退所し、現時点の一般就労への年間移行実績の4倍以上とする。

#### 【埼玉県の場合】

- 福祉施設を退所し、現時点の一般就労への年間移行実績の5倍にすることを目標とする。

#### 【数値目標の設定】

項目	数値	考え方
平成17年度の一般就労移行者数	1人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	5人 5(倍)	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

## 4 就労移行支援事業の利用者数

福祉施設を利用しているチャレンジドの就労支援を進める観点から、平成26年度末の就労移行支援事業の利用者数を見込み、数値目標を設定します。

第2期計画では、就労移行支援事業の利用者数の目標を3人としていました。現在の利用者は1人となっています。

国の基本指針では、平成26年度末における福祉施設利用者の2割以上の者が就労移行支援事業を利用することとしています。平成26年度末における福祉施設利用者は140人を見込んでおり、その2割以上の者の人数は28人となります。しかしながら、第2期計画の実績が1人であることを踏まえると、28人という数値目標は実情にそぐわないので、第2期計画の目標と同様の3人を数値目標とし、計画を推進していきます。

### 【国の基本指針】

- ・ 平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用する。
- ・ これまでの実績及び地域の実情を踏まえる。

### 【埼玉県の考え方】

- ・ 国の考え方と同様

### 【数値目標の設定】

項目	数値	考え方
平成26年度末の福祉施設利用者数	140人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業の利用者数	3人 (2%)	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数



## 5 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

就労継続支援（A型）事業、就労継続支援（B型）事業の利用者数を見込み、平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合の数値目標を設定します。

第2期計画では、就労継続支援（A型）事業の利用者を5人と見込んでいましたが、実績としては1人の利用に留まりました。その理由としては、就労継続支援（A型）事業を実施する事業者が少ないことが挙げられます。

一方、就労継続支援（B型）事業の利用者は、8人と見込んでいましたが、45人が利用しています。知的障害者授産施設が就労継続支援（B型）施設に移行したことに伴い利用者数が増加しました。

国の基本指針では、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することとしています。しかし、平成26年度末における就労継続支援（A型）事業の利用者数は5人、就労継続支援（B型）事業の利用者は50人と見込まれます。55人の3割である16人がA型事業を利用することが望まれますが、現状と利用者を見込量を踏まえ、第3期計画では5人（9%）を数値目標とします。

### 【国の基本指針】

- 平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用する。

### 【埼玉県の考え方】

- 国の考え方と同様

### 【数値目標の設定】

項目	数値	考え方
平成26年度末の就労継続支援（A型）の利用者（A）	5人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（B型）の利用者	50人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）の利用者（B）	55人	平成26年度末において就労継続支援（A型+B型）事業を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（A）/（B）	9%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する者の割合

## 第3章 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

### 1 訪問系サービス

#### (1) 居宅介護

##### 【サービス概要】

内 容	居宅において、入浴や食事などの介護、調理や掃除などの家事、生活に関する助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
利用者像	障害を問わず、障害程度区分1以上である人が対象となります。

#### (2) 重度訪問介護

##### 【サービス概要】

内 容	重度の肢体不自由がある人で、常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴や食事などの介護、調理や掃除などの家事、生活に関する助言、その他の生活全般にわたる援助及び外出時における移動中の介護を総合的に行います。
利用者像	重度の肢体不自由のある人で、常に介護を必要とする人のうち、障害区分程度4以上であって、下記のいずれにも該当する人が対象となります。 (1) 二肢以上に麻痺等がある人 (2) 障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されている人

#### (3) 同行援護

##### 【サービス概要】

内 容	視覚障害により、移動に著しい困難がある人に、外出の際に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつや食事などの介護など必要な援助を適切かつ効果的に行います。
利用者像	視覚障害により、移動に著しい困難がある人で、同行援護のアセスメント票において、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上である人が対象となります。

#### (4) 行動援護

##### 【サービス概要】

内 容	障害のある人が行動する際に危険を回避できるように、必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
利用者像	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人で、障害程度区分3以上であり、障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が8点以上(障害児にあってはこれに相当する心身の状態)である人が対象となります。



(5) 重度障害者等包括支援

【サービス概要】

内 容	重度の障害がある人に対して、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。		
利用者像	障害程度区分6（児童については区分6に相当する心身の状態）で、意思の疎通に著しい困難を伴う人であって、下記のいずれかに該当する人（主たる対象）		
	類 型	状 態 像	
	重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する人	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（ 類型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筋ジストロフィー</li> <li>・脊椎損傷</li> <li>・ALS<sup>1</sup></li> <li>・遷延性意識障害等</li> </ul>
		最重度知的障害者（ 類型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重症心身障害者等</li> </ul>
	障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等の合計点数が15点以上である人（ 類型）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・強度行動障害等</li> </ul>

【評価と見込量】

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の合計）

（単位：時間/月）

年度	第2期計画			計 画 値	第3期計画		
	21年度	22年度	23年度		24年度	25年度	26年度
計画値	1,285	1,413	1,554	1,442	1,456	1,470	
実績	1,112	1,350	1,234				

平成23年度の実績は、年度途中の数値のため変更になる可能性があります。（以下、同様）

【サービスの見込量の考え方と方策】

平成22年度は、前年度と比較してサービス利用が増加しましたが、平成23年度は若干減少しました。居宅介護の利用者は70人程度で、利用者の利用状況により月の利用時間も変化します。全体的には微増傾向にあります。

また、平成23年10月から新たに同行援護が追加されました。平成24年度については、同行援護のサービス利用量を210時間/月と見込んでいます。

平成24年度の見込量は、第2期計画の実績の平均値1,232時間に同行援護の利用時間210時間を加えた1,442時間とし、平成24年度以降は微増で推移していくと見込みます。

この見込量に対してもサービス提供量は十分確保されるものと考えられます。

<sup>1</sup> Amyotrophic lateral sclerosis の略で、重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす神経変性疾患。純粋に運動神経のみが侵され、感覚神経や自律神経など、他の系統の神経は侵されない。

## 2 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

#### 【サービス概要】

内 容	食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の支援を行い、軽作業などの生産活動や創作的活動の機会を提供します。これらを通じて、身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指します。
利用者像	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常に介護などの支援が必要な人で、次のいずれかに該当する人が対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害程度区分3（施設へ入所する場合は区分4）以上である人</li> <li>・ 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が区分2（施設へ入所する場合は、区分3）以上である人</li> </ul>

#### 【評価と見込量】

（単位：人/月）

	第2期計画			第3期計画			
年度	21年度	22年度	23年度		24年度	25年度	26年度
計画値	10	11	12	計 画 値	74	76	78
実績	15	28	47				

#### 【サービスの見込量の考え方と方策】

第2期計画中に、旧法施設が新体系に移行（障害者自立支援法の生活介護を実施する施設に移行）したため、利用者が増加しました。現在の利用者数は47人となっています。

平成24年度の見込量については、さつき苑など平成23年度中に新体系に移行する利用者数を勘案し、算出しています。平成24年度以降の見込量については、微増することを見込んでいます。

### (2) 自立訓練（機能訓練）

#### 【サービス概要】

内 容	理学療法や作業療法など身体的リハビリテーション及びコミュニケーションや家事などの訓練を行います。また、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係サービス機関との連絡調整をし、地域生活への移行を目指します。
利用者像	身体に障害がある人で、地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な人が対象となります。 (1)入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 (2)特別支援学校を卒業した人で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人

【評価と見込量】

(単位：人/月)

年度	第2期計画			計画値	第3期計画		
	21年度	22年度	23年度		24年度	25年度	26年度
計画値	1	1	1	1	2	3	
実績	1	1	1				

【サービスの見込量の考え方と方策】

第2期計画では、1人の利用を見込み、実績も1人でした。今後は、地域生活への移行を進めていく上で、利用が増えると考えられます。平成25年度は2人、平成26年度は3人の利用を見込みます。

市内にはサービスを実施している事業所はなく、県内にも埼玉県総合リハビリテーションセンターなど少数となっています。そのため、サービス提供事業所の拡充が必要となります。

(3) 自立訓練（生活訓練）

【サービス概要】

内 容	食事や家事など日常生活能力を向上するための支援や就労移行支援事業所などのサービス機関との連絡調整の支援を行い、地域生活への移行を目指します。
利用者像	知的障害者または精神障害者で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人が対象となります。 (1)入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 (2)特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人

【評価と見込量】

(単位：人/月)

年度	第2期計画			計画値	第3期計画		
	21年度	22年度	23年度		24年度	25年度	26年度
計画値	3	4	5	1	1	1	
実績	0	0	0				

【サービスの見込量の考え方と方策】

第2期計画では、徐々に利用が拡大することを見込んでいましたが、自立訓練(機能訓練)のサービス利用は生じませんでした。近隣にはサービスを提供している事業所がないため、サービスの提供が難しい状況になっています。そのため、居宅介護(ホームヘルプ)で代替しているケースもあります。

### 第3章 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

第3期計画では、月当たり1人のサービス利用を見込み、サービス提供事業所の確保に努めます。

#### (4) 就労移行支援

##### 【サービス概要】

内 容	事業所内や企業において、作業や実習を実施し、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。これらを通じて、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性に合った職場に就労・定着を図ります。
利用者像	就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人が対象となります。 (1) 単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得や就労先の紹介などの支援が必要な人 (2) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許または灸師免許を取得することにより、就労を希望する人

##### 【評価と見込量】

(単位：人/月)

年度	第2期計画			計画値	第3期計画		
	21年度	22年度	23年度		24年度	25年度	26年度
計画値	2	2	3	1	2	3	
実績	1	1	1				

##### 【サービスの見込量の考え方と方策】

第2期計画では、月の利用者数を3人と見込んでいましたが、サービス利用は1人でした。市内にはサービスを提供している事業所はなく、近隣市の事業所を利用しています。

第3期計画では、利用者が徐々に増加していくことを見込み、平成24年度は、1人、平成25年度は2人、平成26年度は3人の利用を見込みます。

(5) 就労継続支援A型（雇成型）

【サービス概要】

内 容	雇用契約に基づき、生産活動などの提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練などの支援を行います。
利用者像	企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人。 (1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人 (2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人 (3) 企業等を離職したなど就労経験のある人で、現に雇用関係がない人

【評価と見込量】

（単位：人/月）

年度	第2期計画			計画値	第3期計画		
	21年度	22年度	23年度		24年度	25年度	26年度
計画値	3	4	5	3	4	5	
実績	0	0	1				

【サービスの見込量の考え方と方策】

第2期計画では、雇用契約に直接結びつく本サービスの利用は拡大すると見込んでいましたが、サービス利用者は1人でした。雇用契約に基づく就労が可能な利用者が少ないこと、就労継続支援A型の事業所が少ないことが原因として考えられます。

第3期計画の見込量としては、サービス利用者が徐々に増えると考えられるため、平成24年は3人、平成25年は4人、平成26年は5人と見込みます。県では、A型の事業所を増やすための取組みを行っており、今後サービス提供事業所も増加していくと考えられます。

(6) 就労継続支援B型（非雇成型）

【サービス概要】

内 容	生産活動などの提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練などの支援を行います。
利用者像	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識や能力の向上・維持が期待される人。 (1) 就労経験がある人で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人 (2) 就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続事業（A型）の雇用に結びつかなかった人 (3) 上記に該当しない人であって、50歳に達している人又は障害基礎年金1級受給者

### 第3章 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

#### 【評価と見込量】

(単位：人/月)

年度	第2期計画			計画値	第3期計画		
	21年度	22年度	23年度		24年度	25年度	26年度
計画値	2	2	3	50	46	48	50
実績	2	3	44				

#### 【サービスの見込量の考え方と方策】

知的障害者授産施設が新体系に移行したことに伴い、サービスの利用者が大幅に増加しました。今後も就労継続支援（B型）のサービス利用が増えると考えられるため、平成24年度は46人、平成25年度は48人、平成26年度は50人を見込みます。

### (7) 療養介護

#### 【サービス概要】

内 容	病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
利用者像	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる人。 (1) 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害程度区分6の人 (2) 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害程度区分5以上の人

#### 【評価と見込量】

(単位：人/月)

年度	第2期計画			計画値	第3期計画		
	21年度	22年度	23年度		24年度	25年度	26年度
計画値	1	1	1	1	1	1	
実績	0	0	0				

#### 【サービスの見込量の考え方と方策】

第2期計画ではサービス利用を1人と見込んでいましたが、サービスの利用は生じませんでした。県内に療養介護を実施する機関が1ヶ所しかなく、今後もサービス提供基盤の整備が難しいことが想定されますが、サービス利用の希望があった場合、利用者枠の確保に努めていきます。第3期計画では、1人の利用を見込みます。

(8) 短期入所（ショートステイ）

【サービス概要】

内 容	居宅においてその介護を行う人が病気になったときなどに、施設に短期間の入所をし、入浴や食事の介護などを行います。
利用者像	<p>&lt;福祉型（障害者支援施設等において実施）&gt;</p> <p>(1) 障害程度区分1以上である障害者</p> <p>(2) 障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児</p> <p>&lt;医療型（病院、診療所、介護老人保護施設において実施）&gt;</p> <p>遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する人及び重症心身障害児・者</p>

【評価と見込量】

（単位：人／月）

年度	第2期計画			計画値	第3期計画		
	21年度	22年度	23年度		24年度	25年度	26年度
計画値	4	5	5	5	5	5	
実績	4	5	4				

【サービスの見込量の考え方と方策】

短期入所のサービスは、すわ緑風園やあさか向陽園などの施設が実施しています。第2期計画では、サービス利用が定着し、利用者数が安定して推移すると予想し、平成23年度は月当たり5人の利用を見込んでいました。実績としては、ほぼ予想通りに推移しました。

今後も同様の水準で推移すると考えられますので、第3期計画でも月当たり5人の利用を見込みます。

### 3 居住系サービス

#### (1) 共同生活援助（グループホーム）

##### 【サービス概要】

内 容	地域で共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。
利用者像	障害程度区分1以下に該当する身体障害者（65歳未満の者）、知的障害者及び精神障害者が対象となります。 障害程度区分2以上の人であっても、あえて共同生活援助の利用を希望する場合は、共同生活援助を利用することは可能です。

#### (2) 共同生活介護（ケアホーム）

##### 【サービス概要】

内 容	共同生活住居において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。
利用者像	障害程度区分2以上に該当する身体障害者（65歳未満の者）、知的障害者及び精神障害者が対象となります。

##### 【評価と見込量（共同生活援助、共同生活介護の合計）】

（単位：人／月）

年度	第2期計画			計画値	第3期計画		
	21年度	22年度	23年度		24年度	25年度	26年度
計画値	9	10	11	17	12	13	
実績	9	10	10				

##### 【サービスの見込量の考え方と方策】

第2期計画においては、ほぼ計画どおりにサービス利用がありました。今後もサービス利用が拡大していくと見込まれます。

数値目標にもあるとおり、施設入所者の地域生活への移行の促進には、グループホーム・ケアホームの確保が必要となります。

サービス見込量に対する提供量を確保するために、第3期計画中に共同生活援助を提供できる施設の誘致に努めていきます。



### (3) 施設入所支援

#### 【サービス概要】

内 容	施設入所者に、入浴、排せつ及び食事などの介護、生活に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。
利用者像	(1)生活介護を受けている人であって障害程度区分4以上(50歳以上の人のあつては、区分3以上)である人 (2)自立訓練または就労移行支援を受けている人で、入所による訓練が効果的であると認められる人、通所によって訓練などを受けることが困難な人

#### 【評価と見込量】

(単位：人/月)

	第2期計画			第3期計画			
年度	21年度	22年度	23年度		24年度	25年度	26年度
計画値	10	11	12	計 画 値	42	43	44
実績	15	20	39				

#### 【サービスの見込量の考え方と方策】

新体系に移行したことにより、サービス利用者が大幅に増加しました。今後は利用者が微増していくと見込まれます。計画の基本目標のとおり、施設入所者の地域支援への移行を進めながら、待機者の入所を目指していきます。

## 4 相談支援

### (1) 計画相談支援・障害児相談支援

#### 【サービス概要】

内 容	障害福祉サービスの支給決定または支給決定の変更の前に、サービス等利用計画案を作成したり、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行うサービスです。
利用者像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害者</li> <li>・ 障害福祉サービスを利用するすべての障害児</li> </ul>

#### 【評価と見込量】

（単位：人/月）

年度	第2期計画			計画値	第3期計画		
	21年度	22年度	23年度		24年度	25年度	26年度
計画値	-	-	-	39	51	52	
実績	-	-	-				

#### 【サービスの見込量の考え方と方策】

月あたりの支給決定件数及びモニタリングの件数を考慮し、平成24年度は39人、平成25年度は51人、平成26年度は52人の利用を見込んでいます。

### (2) 地域相談支援（地域移行支援）

#### 【サービス概要】

内 容	障害者支援施設に入所している障害者などに対して、住宅の確保など地域生活に移行するための活動に関する相談を行います。
利用者像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設に入所している障害者</li> <li>・ 精神科病院に入院している精神障害者</li> </ul>

#### 【評価と見込量】

（単位：人/月）

年度	第2期計画			計画値	第3期計画		
	21年度	22年度	23年度		24年度	25年度	26年度
計画値	-	-	-	3	4	5	
実績	-	-	-				

#### 【サービスの見込量の考え方と方策】

地域生活に移行するための活動に関して相談サービスを行います。数値目標では、施設入所者5人、退院可能な精神障害者7人の地域生活への移行を掲げているので、同程度のサービス利用が見込まれます。

(3) 地域相談支援（地域定着支援）

【サービス概要】

内 容	常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態に相談その他の便宜を供与します。
利用者像	居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者が対象となります。具体的には以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設・病院からの退所・退院をした人</li> <li>・ 家族との同居から一人暮らしに移行した人</li> <li>・ 地域生活が不安定な人</li> </ul>

【評価と見込量】

（単位：人／月）

年度	第2期計画			計画値	第3期計画		
	21年度	22年度	23年度		24年度	25年度	26年度
計画値	-	-	-	2	4	7	
実績	-	-	-				

【サービスの見込量の考え方と方策】

県のデータによると、直近3年間（H20～H22）の地域移行者総数のうち、単身または家族同居の割合は58.6%となっています。地域移行支援必要者数の約6割が新たに地域定着支援を利用することが見込まれます。地域定着支援は、継続して利用することが考えられるため、各年度の積み上げた数値をサービス見込量とし平成24年度は2人、平成25年度は4人、平成26年度は7人の利用を見込みます。

5 サービス見込量算出結果のまとめ

平成23年度の数值は暫定値

	サービス名	単位		第2期計画			第3期計画		
				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1 訪問系サービス	(1)居宅介護	時間/月	計画値	1,285	1,413	1,554	1,442	1,456	1,470
	(2)重度訪問介護								
	(3)同行援護								
	(4)行動援護								
	(5)重度障害者等 包括支援								
2 日中系サービス	(1)生活介護	人/月	計画値	10	11	12	74	76	78
			実績	15	28	47			
	(2)自立訓練 (機能訓練)	人/月	計画値	1	1	1	1	2	3
			実績	1	1	1			
	(3)自立訓練 (生活訓練)	人/月	計画値	3	4	5	1	1	1
			実績	0	0	0			
	(4)就労移行支援	人/月	計画値	2	2	3	1	2	3
			実績	1	1	1			
	(5)就労継続支援 (A型)	人/月	計画値	3	4	5	3	4	5
			実績	0	0	1			
	(6)就労継続支援 (B型)	人/月	計画値	2	2	3	46	48	50
			実績	2	3	44			
	(7)療養介護	人/月	計画値	1	1	1	1	1	1
			実績	0	0	0			
	(8)短期入所	人/月	計画値	4	5	5	5	5	5
			実績	4	5	4			
3 居住系サービス	(1)共同生活援助 (グループホーム)	人/月	計画値	9	10	11	12	13	17
			実績	9	10	10			
	(3)施設入所支援	人/月	計画値	10	11	12	42	43	44
			実績	15	20	39			
4 相談支援	(1)計画相談支援	人/月	計画値	-	-	-	39	51	52
			実績	-	-	-			
	(2)地域移行支援	人/月	計画値	-	-	-	3	4	5
			実績	-	-	-			
	(3)地域定着支援	人/月	計画値	-	-	-	2	4	7
			実績	-	-	-			

## 第4章 地域生活支援事業

地域生活支援事業の目的は、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効率的・効果的に実施し、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することです。

地域生活支援事業は、必須事業6事業(相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業)とその他の事業で構成されています。

### 1 相談支援事業

#### (1) 障害者相談支援事業

障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

国の基本指針では、相談支援体制の充実・強化を図るため、相談支援の担い手を確保するよう努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置することが望ましいとされています。

本市では、相談支援事業については、社会福祉課及び地域生活支援センターで実施しており、指定相談支援事業所に委託をしていないため、基幹相談支援センターを設置していません。今後は、相談支援の担い手の確保に努めるとともに、必要に応じて基幹相談支援センターの設置を検討します。

#### 参考

##### 【国の基本指針 第一の三】

##### 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害者等、とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。整備法による法の改正によりサービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大があったことや地域相談支援が創設されたことも踏まえ、相談支援の担い手を確保するよう努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを市町村に設置することが望ましい。

また、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される自立支援協議会を設けるとともに、その位置付けを明確に示すことが必要である。

その際、自立支援協議会は、関係機関等が相互に連絡し合うことにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する場であることに留意する必要がある。例えば、障害児支援においては、障害児のライフステージに応じた適切な相談支援を行うことができるよう、一つの支援機関だけがニーズを抱え込まないように、関係機関のネットワークの在り方、地域支援体制の中核となる相談支援体制の在り方について協議する場であることに留意する必要がある。

## (2) 市町村相談支援機能強化事業

市町村相談支援機能強化事業は、相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市に配置することにより、相談支援機能の強化を図る事業です。

事業の内容としては、専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応、地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等です。

本市では、地域生活支援センターに社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員を配置し、専門的な支援を要するケースについては、保健センター・こども福祉課・保健所・児童相談所などと連携しながら、適切かつ円滑な支援ができるよう努めています。

## (3) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）は、賃貸契約による一般住宅への入居を希望していて、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する事業です。本事業については、一般の相談業務の中で対応しています。

事業の内容は、以下のとおりです。

- ・ 入居支援（物件斡旋依頼、入居契約手続き支援等）
- ・ 24時間支援（緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等の支援）
- ・ 住宅支援のための関係機関によるサポート体制の調整

## 2 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的としています。成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)や後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

第2期計画では、相談支援事業の事業内容の1つでしたが、障害者自立支援法が改正され地域生活支援事業の必須事業になりました。

単位	年度	第2期計画			第3期計画		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
人/年	計画値	-	-	-	6	9	12
	実績	0	1	2			

平成23年度の実績は、年度途中の数値のため変更になる可能性があります。(以下、同様)

## 3 コミュニケーション支援事業

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、音訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者の意思疎通を仲介します。

本市では、埼玉聴覚障害者情報センターに手話通訳者、要約筆記者の派遣を委託する形態で事業を実施していきます。

なお、利用者の自己負担はありません。

単位	年度	第2期計画			第3期計画		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
人/年	計画値	1	1	1	12	12	12
	実績	1	1	1			

第2期の単位は「事業所数」

## 4 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に対し、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居住生活動作補助用具(住宅改修費)、を給付または貸与します。利用に関する自己負担は原則1割ですが、「ストマ、紙おむつ」については、自己負担はありません。

(単位：人/年)

	年度	第2期計画			第3期計画		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
介護・訓練支援用具	計画値	2	3	4	10	11	12
	実績	5	9	0			
自立生活支援用具	計画値	11	12	13	5	6	7
	実績	2	5	2			
在宅療養支援用具	計画値	2	3	4	5	6	7
	実績	5	12	3			
情報・意思疎通支援用具	計画値	9	10	11	8	9	10
	実績	16	7	9			
排せつ管理支援用具	計画値	763	839	922	900	924	948
	実績	1252	805	365			
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	計画値	2	3	4	2	2	2
	実績	0	0	2			



## 5 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に外出の支援を行うことにより、地域で自立生活や社会参加することを支援します。

派遣時間は月に60時間を限度とし、利用に関する自己負担は1割です。委託事業者は、市内及び近隣市に所在する外出介護事業者です。

平成24年度については、移動支援事業利用者が同行援護に移行することを考慮し、51人と見込んでいます。

単位	年度	第2期計画			第3期計画		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
か所	計画値	8	9	10	30	32	34
	実績	23	28	29			
人/月	計画値	40	44	48	51	54	57
	実績	50	60	62			
時間/月	計画値	375	412	454	612	648	684
	実績	520	695	637			

## 6 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センターの機能を充実強化することにより、障害者等の地域生活支援の促進を図ります。

平成24年1月に、精神障害者小規模作業所が地域活動支援センター（精神障害者）に移行し、本市の地域活動支援センターは2箇所となりました。

単位	年度	第2期計画			第3期計画		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
か所	計画値	1	1	2	2	2	2
	実績	1	1	2			
人/月	計画値	40	44	48	62	65	68
	実績	33	36	38			

「か所」は、和光市内に設置されている地域活動支援センターの数です。

「人/月」は、和光市内に設置されている地域活動支援センターを利用する市内在住の利用者数（市外利用者は除く）です。

## 7 その他事業

### (1) 訪問入浴サービス事業

地域における身体障害者の生活を支援するため、入浴困難な重度障害者に対して、家庭において定期的に入浴サービスを行います。

単位	年度	第2期計画			第3期計画		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
人/年	計画値	-	-	-	6	7	8
	実績	4	6	4			

### (2) 日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、一時的に施設に預けることによって、障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保し支援します。

単位	年度	第2期計画			第3期計画		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
人/年	計画値	-	-	-	3	3	3
	実績	2	2	0			

### (3) 生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の人であって、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある人に対して、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行います。

単位	年度	第2期計画			第3期計画		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
時間/年	計画値	-	-	-	4,600	4,680	4,740
	実績	4,483	3,192	2,944 (4~10月)			
人/年	計画値	-	-	-	100	105	110
	実績	123	94	92			

#### (4) 社会参加促進事業

スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障害者等の社会参加を促進します。事業の内容としては、スポーツ事業としてチャレンジドスポーツ大会などを、芸術・文化事業として、さつき苑まつり、ゆめあい和光まつり、チャレンジド団体合同展示会などを実施していきます。

また、「声の広報わこう」の発行や広報わこうの一部点字化を行い、文字による情報入手が困難な障害者等にも分かりやすい情報提供を行っていきます。

その他、「自動車運転免許取得・改造助成事業」などを実施し、障害者等の社会参加の促進を図っていきます。



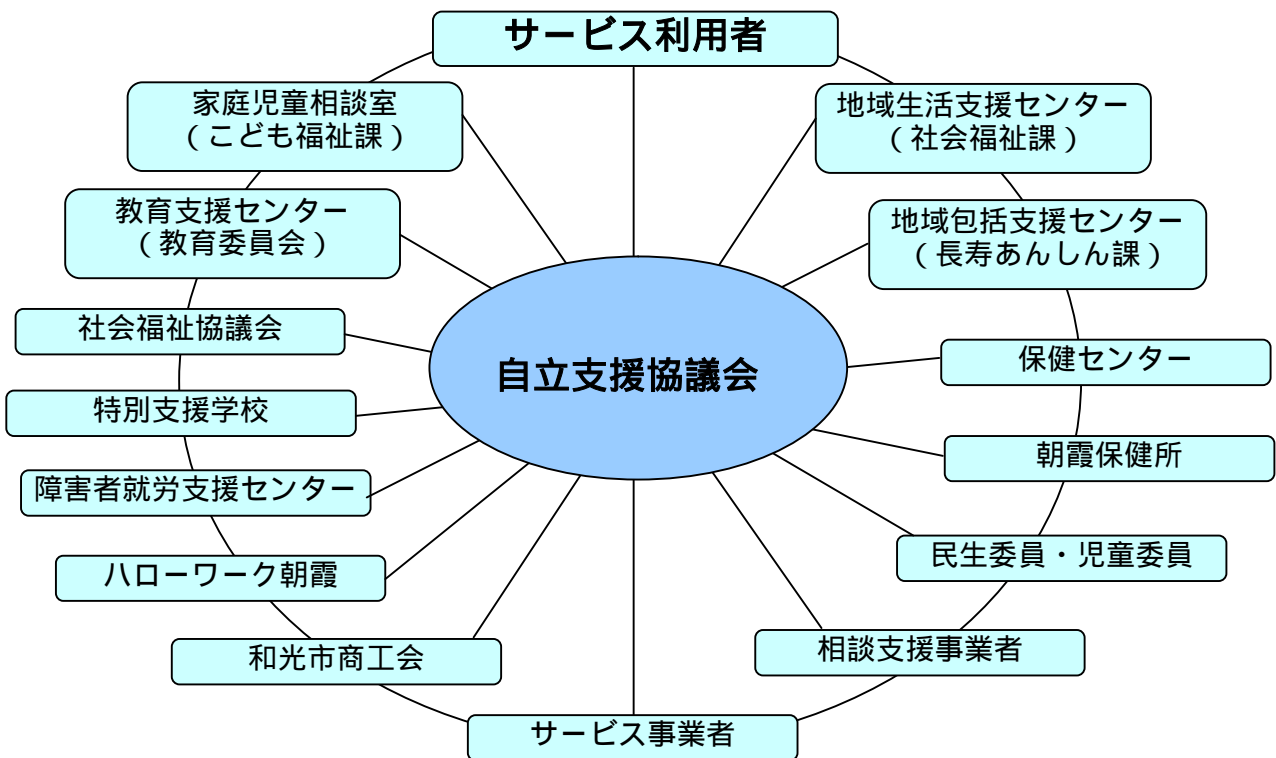
## 第5章 推進体制

### 1 自立支援協議会を中心とした連携体制

自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。

障害者自立支援法の改正を踏まえ、サービス等利用計画等の質の向上を図るための体制、地域移行のネットワークの強化、地域の社会資源の開発の役割強化が必要となります。また、障害者虐待防止法の成立を踏まえ、障害者虐待防止等のためのネットワークの強化も必要となります。

自立支援協議会は、これらの役割も担うこととなることから、自立支援協議会を中心として他部門間での連携体制を構築していきます。



**参考**

**【障害者自立支援法 第八十九条の二 (自立支援協議会の設置)】**

第八十九条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される自立支援協議会を置くことができる。

2 前項の自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

## 2 自立支援協議会を中心とした推進体制

本計画を推進するに当たっては、自立支援協議会を中心とし、障害に関する関係機関のみでなく、高齢者、子育て支援、社会教育などの多部門の部署が連携するサポート体制をつくり、サービス利用者の生活を支援します。また、必要に応じサービス調整部会、就労支援部会、計画策定部会などの専門部会を設置し、活用していきます。

本市では、平成19年に「和光市協働指針」を策定し、市民との協働をすすめています。今後もこの指針に基づき、市民等との協働を進めていきます。市民と市、地域で活動する団体や事業者、関係機関等がお互いに協力しながら、さまざまな課題の解決に向けた活動を推進します。

また、引き続き庁内の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を進められるよう、具体的な取り組みについて調整・確認を行っていきます。

## 3 計画の達成状況の点検と評価

毎年度、地域自立支援協議会計画策定部会において事業の実施状況の確認や評価を行い、地域の実情及び課題等の把握に努めます。

## 参考資料

### 1 和光市地域自立支援協議会運営要綱

平成20年3月28日

(趣旨)

第1条 この告示は、和光市相談支援事業実施要綱(平成20年告示第49号)第6条第1項の規定により設置する和光市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、地域の障害福祉に係るシステムづくりの中核的な役割を果たすため、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 相談支援事業者の運営評価に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 就労支援事業に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワークの構築及び推進等に関すること。
- (5) 和光市障害者計画及び和光市障害福祉計画等の策定及び推進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、相談支援事業に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の委嘱等)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 指定相談支援事業者
- (2) 医療保健関係機関
- (3) 教育関係機関
- (4) 雇用関係機関
- (5) 障害者関係団体
- (6) 関係行政機関
- (7) 学識経験者
- (8) 公募による市民
- (9) その他市長が必要と認める者

2 専門委員は、当該専門の事項に関し知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員等の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員等の責務)

第6条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第8条 協議会は、専門の事項を調査させるため、サービス調整部会、計画策定部会、就労支援部会その他必要な部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事)

第9条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

5 部会の議事は、会議に出席した委員及び専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 協議会及び部会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年告示第90号)

この告示は、平成22年6月1日から施行する。

## 2 和光市地域自立支援協議会計画策定部会委員名簿

(任期 平成22年7月2日～平成24年7月1日)

(敬称略)

	機関名	職名	委員名	要綱の規定
1	東武中央病院	事務長	高萩 哲	要綱第4条第1項第2号委員
2	埼玉県朝霞保健所	担当部長	斉藤富美代	要綱第4条第1項第2号委員
3	埼玉県立和光南特別支援学校	校長	高見 文雄	要綱第4条第1項第3号委員
4	和光市教育支援センター	副主幹	津田 美奈	要綱第4条第1項第3号委員
5	朝霞公共職業安定所	所長	佐久間正直	要綱第4条第1項第4号委員
6	和光市商工会	事務局長	本橋 淳男	要綱第4条第1項第4号委員
7	和光市身体障害者福祉会	監事	下川 初江	要綱第4条第1項第5号委員
8	和光市心身障害児・者を守る会	会長	工藤まさみ	要綱第4条第1項第5号委員
9	特定非営利活動法人 ポコ・ア・ポコ	代表理事	山本 恵子	要綱第4条第1項第5号委員
10	特定非営利活動法人 耀の会	代表理事	関 正視	要綱第4条第1項第5号委員
11	和光市社会福祉協議会	事務局長	荒木 保敏	要綱第4条第1項第5号委員
12	長寿あんしん課	課長	東内 京一	要綱第4条第1項第6号委員
13	こども福祉課	課長	星野 賢	要綱第4条第1項第6号委員
14	社会福祉課	課長	富澤 勝	要綱第4条第1項第6号委員
15	十文字学園女子大学人間福祉学科	講師	佐藤 陽	要綱第4条第1項第7号委員
16	公募による市民	市民	玉津 彩子	要綱第4条第1項第8号委員
17	その他市長が必要と認める者	市民	高田 奈歩	要綱第4条第1項第9号委員

会長 副会長



### 3 計画策定経過

#### 第1回計画策定部会

(H23.9.26)

- ・第2期和光市障害福祉計画の進捗状況について
- ・第3期和光市障害福祉計画の策定について
- ・第三次和光市障害者計画の進捗状況について

#### 第2回計画策定部会

(H23.12.1)

- ・第3期和光市障害福祉計画(素案)について
- ・第三次和光市障害者計画の重点的取組みについて

#### 第3回計画策定部会

(H23.1.18)

- ・第3期和光市障害福祉計画(案)について

#### パブリックコメント実施

(H24.1.25~2.14)

- ・意見件数 件

#### 第1回和光市地域自立支援協議会

(H24.2.21)

- ・第3期和光市障害福祉計画について
- ・



第3期和光市障害福祉計画

平成24年3月

発行：和光市役所社会福祉課

〒351-0192 埼玉県和光市広沢1番5号

TEL:048-464-1111

FAX:048-466-1473

eメール:d0100@city.wako.lg.jp